

令和8年度商品中古自動車の 自動車税減免申請のご案内

長野県総務部税務課
県税事務所

中古自動車販売業者の方が所有する商品中古自動車について、次の要件のすべてに該当する場合は、申請により自動車税の年税率の12分の3に相当する額の減免（納付済みの自動車税の一部を還付）を受けることができます。 ※軽自動車税種別割は対象外です。

■減免の要件

1 販売業者の要件

- (1) 古物商の許可又は届出を受けていること。（4月1日午前零時現在）
- (2) 自動車税に係る徴収金について滞納がないこと。また、**令和8年度の自動車税（減免申請自動車を含む、申請者が納税義務者となっている全ての自動車の自動車税）を納期限内に納付**していること。
- (3) 地方税に関する法令又は条例の規定により、罰金以上の刑に処せられたときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過していること。
- (4) 地方税法の規定による通告処分若しくは平成29年法律第2号第2条の規定による改正前の地方税法において準用する国税犯則取締法の規定により通告処分（科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）を受けたときは、その通告の旨を履行した日から3年を経過していること。
- (5) 地方税の滞納処分を受けたときは、その滞納処分の日から2年を経過していること。

【注】 (2) の要件は「令和8年6月1日（自動車税の納期限）」現在で判定します。

(3)～(5) の要件は「令和8年6月2日（自動車税の納期限の翌日）」現在で判定します。

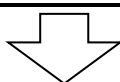
2 商品中古自動車の要件

- (1) 4月1日午前零時現在、中古自動車販売業者が、販売目的で所有し、かつ展示（修理等のために展示していないものを含む）していること（**社用車、代用車、キャリアカー等は対象外**）。
- (2) 新規登録の後、**所有権移転もしくは使用者の変更登録**がされていること（**新車新規・中古車新規登録による所有車は対象外**）。
- (3) 自動車検査証の、**所有者、使用者とも中古自動車販売業者名義**で登録されていること。
- (4) 一般財団法人 日本自動車査定協会において商品中古自動車であることが証明されていること。

■申請の流れ

1 一般財団法人 日本自動車査定協会 長野県支所へ商品中古自動車の証明申請

- 1 証明申請に必要な書類（査定協会長野県支所へ提出）
 - (1) 商品中古自動車証明申請書（証明手数料1台@550円（税込み））
査定協会で書類を確認後、書類と一緒に請求書をお送りします。
 - (2) 古物商許可証の写し
 - (3) 当該自動車の自動車検査証の写し（電子車検証の場合は自動車検査証記録事項の写し）
 - (4) 古物台帳の写し又は在庫台帳の写し
- 2 証明申請受付期間：令和8年4月1日から令和8年4月30日
- 3 送付先：〒381-0034 長野市高田五分一沖679-10 長野県自動車会館別館
（問い合わせ先）一般財団法人 日本自動車査定協会長野県支所 TEL 026-227-2236



(次ページへ続く)

2 減免申請

- 1 申請先：住所地を管轄する県税事務所（下記申請先参照）へ直接申請してください。
 - 2 減免申請期間：令和8年4月1日（水）から令和8年6月1日（月）まで（期限厳守）
 - 3 申請書類
 - (1) 減免申請書
 - (2) 一般財団法人 日本自動車査定協会の発行する「商品中古自動車証明書」
 - (3) 古物商許可証の写し
 - (4) 滞納処分等に係る申立書
- ※ (1)、(4)については下記ホームページアドレスからダウンロードできます。
(<https://www.pref.nagano.lg.jp/zeimu/kurashi/shinse/kenze/kenze.html#cyuukosyouhin>)

〈現地調査ご協力のお願い〉

減免承認後、県税事務所が自動車の展示状況等について現地調査をする場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

調査の結果、減免要件を満たしていない自動車は、減免を取り消すことがありますのでご了承ください。

また、証明申請書提出後に一般財団法人 日本自動車査定協会が現地調査を行う場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

■申請・問い合わせ先

県税事務所名	管轄する地域	県税事務所名	管轄する地域
【総合県税事務所】 〒380-0836 長野市大字南長野南県町 686-1 TEL 026-234-9505	長野市、須坂市、千曲市、埴科郡、上高井郡、上水内郡	【南信県税事務所諏訪事務所】 〒392-8601 諏訪市上川 1-1644-10 TEL 0266-57-2905	岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡
【総合県税事務所北信事務所】 〒383-8515 中野市大字壁田 955 TEL 0269-23-0204	中野市、飯山市、下高井郡、下水内郡	【南信県税事務所飯田事務所】 〒395-0034 飯田市追手町 2-678 TEL 0265-53-0405	飯田市、下伊那郡
【東信県税事務所】 〒385-8533 佐久市跡部 65-1 TEL 0267-63-3135	小諸市、佐久市、南佐久郡、北佐久郡	【中信県税事務所】 〒390-0852 松本市大字島立 1020 TEL 0263-40-1905	松本市、塩尻市、安曇野市、東筑摩郡
【東信県税事務所上田事務所】 〒386-8555 上田市材木町 1-2-6 TEL 0268-25-7117	上田市、東御市、小県郡	【中信県税事務所木曾事務所】 〒397-8550 木曾町福島 2757-1 TEL 0264-25-2216	木曾郡
【南信県税事務所】 〒396-8666 伊那市荒井 3497 TEL 0265-76-6805	伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡	【中信県税事務所大町事務所】 〒398-8602 大町市大町 1058-2 TEL 0261-23-6505	大町市、北安曇郡